

第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査上の留意事項

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査は、次の事項に留意して実施すること。

- 1 原則として、防火対象物の関係者及び試験結果報告書を作成した消防設備士等の立会いを得て行うこと。
- 2 既に使用中（仮使用中の対象物等を含む。）の防火対象物の検査にあたっては、当該対象物に存する者に対し、検査を行う旨を十分周知した後に実施すること。
- 3 他の消防用設備等との連動機構を有する消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査にあたっては、確実に連動機構を遮断する等危害防止に配慮すること。
- 4 特例基準等が適用されている消防用設備等についても、本基準に準じて検査すること。
- 5 中間検査時において、工事の状況に注意し、転倒・転落等の事故防止を図ること。